

島根2号機 新規制基準適合に係る使用前事業者検査の計画について

1. はじめに

島根2号機の新規制基準適合に係る使用前事業者検査（以下「使事検」という。）について、今後、計画的に使事検を実施するため、検査の計画および検査予定の提出方法等を以下のとおり整理した。

2. 使用前事業者検査の計画

(1) 各ホールドポイントまでの検査数

各ホールドポイントまでの検査数（設備区分（設備・系統）ごと）は、現時点において下表のとおりである。

検査項目	ホールドポイント			合計
	燃料装荷前※1	臨界操作前※2	全工事完了※3	
一号検査	92	0	0	92
二号検査	76	1	2	79
三号検査	78	0	0	78
合計	246	1	2	249

※1：発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期（燃料装荷前）

発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、工学的安全施設、安全設備等の機能または性能を当該各系統の機能・性能検査等に係る使用前事業者検査により確認する。

※2：発電用原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期（臨界操作前）

発電用原子炉の出力を上昇するに当たり、発電用原子炉に燃料を挿入した状態での確認項目として、制御棒の性能等を確認する。

※3：設計及び工事の計画に係る全ての工事が完了した時期（全工事完了）

全ての工事の完了を確認するために、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の機能・性能検査等に係る使用前事業者検査により、全ての系統の機能または性能の最終的な確認を行う。

(2) ホールドポイントの確認および解除

- a. 使用前事業者検査の予実績管理を行い、原子力規制庁殿による使用前確認を受ける前に次工程に進むことが無いよう管理を行う。
- b. ホールドポイントの確認は、各ホールドポイントにおける使用前確認を受けた後、次工程にリリースを行う。
- c. 全工事完了のホールドポイントにおいては、使用前確認証が交付されるものと理解している。また、燃料装荷前および臨界操作前のホールドポイント解除については、原子炉本体の試験使用承認の交付をもってホールドポイントが解除されたことの証とする。

3. 検査工程の提示方法とチーム検査対象の選定

(1) 検査工程の提示方法

検査工程は、全体工程表を提示したうえで、毎月提出する検査予定表(3か月工程)にて詳細を提示する。

(2) チーム検査対象の選定

チーム検査対象の選定にあたり必要な全体工程表および機器情報等を提示させていただいた後、検査対象を選定いただくものとする。

対象となる検査については、検査実施の一週間前までに詳細工程を提示する。

なお、計画に変更が生じた場合は、別途調整させていただく。

以 上